

第10章 知的財産権の保護

I. 知的財産権の保護

I-1. 知的財産権に関する法体系と法改正：概観

ブラジルにおいて保護される知的財産権の枠組みは、著作権、商標権、特許権、実用新案権に分けられる。このうち著作権は文化省の管轄であり、民法規定に服する。その他の工業所有権は開発商工省傘下の INPI（国家工業所有権院）の管轄であり、商法規定に服する。ブラジルでは知的財産権の侵害行為は民事法上ならびに刑事法上の侵害行為とみなされる。

ブラジルでは基本的な知的財産権の保護の枠組みは先進諸国の大勢と同じであり、知的財産権の保護のための法的保護の枠組みは整えられているが、実務上は海賊版による知的財産権の侵害や、INPI の事務手続きの煩雑さ等を起因とする審査期間の長期化に伴う不利益などの問題が報告されている。一方で、ブラジル政府も問題点を認識し改善に取り組んでおり、その取り組みは国際機関からも一定の評価を得ている。

以下、ブラジルにおける知的財産権の保護に関して概要を記述する。なお、詳細および最新の情報については、特許事務所等に確認のこと。

I-2. 知的財産権の概要と認定手続き：著作権

ブラジルは図表 10-1 に示す国際条約に加盟している。「著作権に関する世界知的所有権機関条約」および「実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約」には未加盟である。

ブラジルでは著作権違反となる海賊版が横行していることが問題となっている。ブラジルでは、輸入品に対し高率の税金がかかるため、正規の輸入品は海賊版の価格の倍以上となるケースも多い。そのため、海賊版・不正品輸入問題が生じやすい（2004年6月にブラジル議会海賊版問題調査委員会が公表した資料を特許庁およびJETROが「ブラジルにおける工業製品の模倣・海賊版及び脱税にかかわる議会調査報告書」という形で翻訳、公表している）。

国際的な批判も受け、議会では海賊版問題調査委員会を設置して対応を検討し、現在は官民共同となって模倣品海賊版対策を策定し、海賊版撲滅のキャンペーンを行っている。その取り組みは一定の評価を受けているが、著作権侵害、模倣品問題は依然として深刻な状況にある。

図表 10-1 ブラジルの加盟している主な国際条約

ベルヌ条約	ローマ改正条約
	ブラッセル改正条約
	パリ改正条約
万国著作権条約	1952 年条約
	1971 年条約
実演家等保護条約	
レコード保護条約	
WTO 設立設定	

(出所：穂積保「アジア著作権ハンドブック日本語版」、(財)ユネスコ・アジア文化センター、2004 年をもとに(株)日本総合研究所作成。)

ブラジルでは、著作権法によるデジタルコンテンツの保護のあり方については、先進的な取り組みが検討されており、今後の展開にも注視が必要である。

I-3. 知的財産権の概要と認定手続き：工業所有権全般

ブラジルは図表 10-2 に示す国際条約に加盟している。

ブラジルでは、工業所有権を産業財産法で規定し、商標権、特許権（実用新案権含む）、意匠権の各権利の権利実現のための手続きについて規則で定めている。なお、産業財産法および、商標規則、特許規則、意匠規則については、日本の特許庁が日本語に翻訳して内容を公開している。

図表 10-2 ブラジルの加盟している工業所有権に関する主な国際条約

パリ条約
世界知的所有権機構（WIPO）設立条約
特許協力条約(CPT)
国際特許分類に関するストラブール協定
汎アメリカ・ブエノスアイレス特許条約
虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
ガットの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIP)

(出所：特許庁「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」をもとに(株)日本総合研究所作成)

I-4. 知的財産権の概要と認定手続き：商標

商標権の保護対象としては、「視覚的に認識でき、法令に基づいて禁止されていない識別用のサインとして定義され、他の同一の、あるいは、類似した様々な原産地の特定な商品やサービスを認識、あるいは区別するために使われるもの」となっている。10年間の存続期間があり、同期間分の継続更新が可能である。

ブラジルでは商標被害というのはあまり目立たないが、中国からの平行輸入品等によって商標を侵害されるケースがある。侵害の回復には、法的救済と行政的救済が可能である。

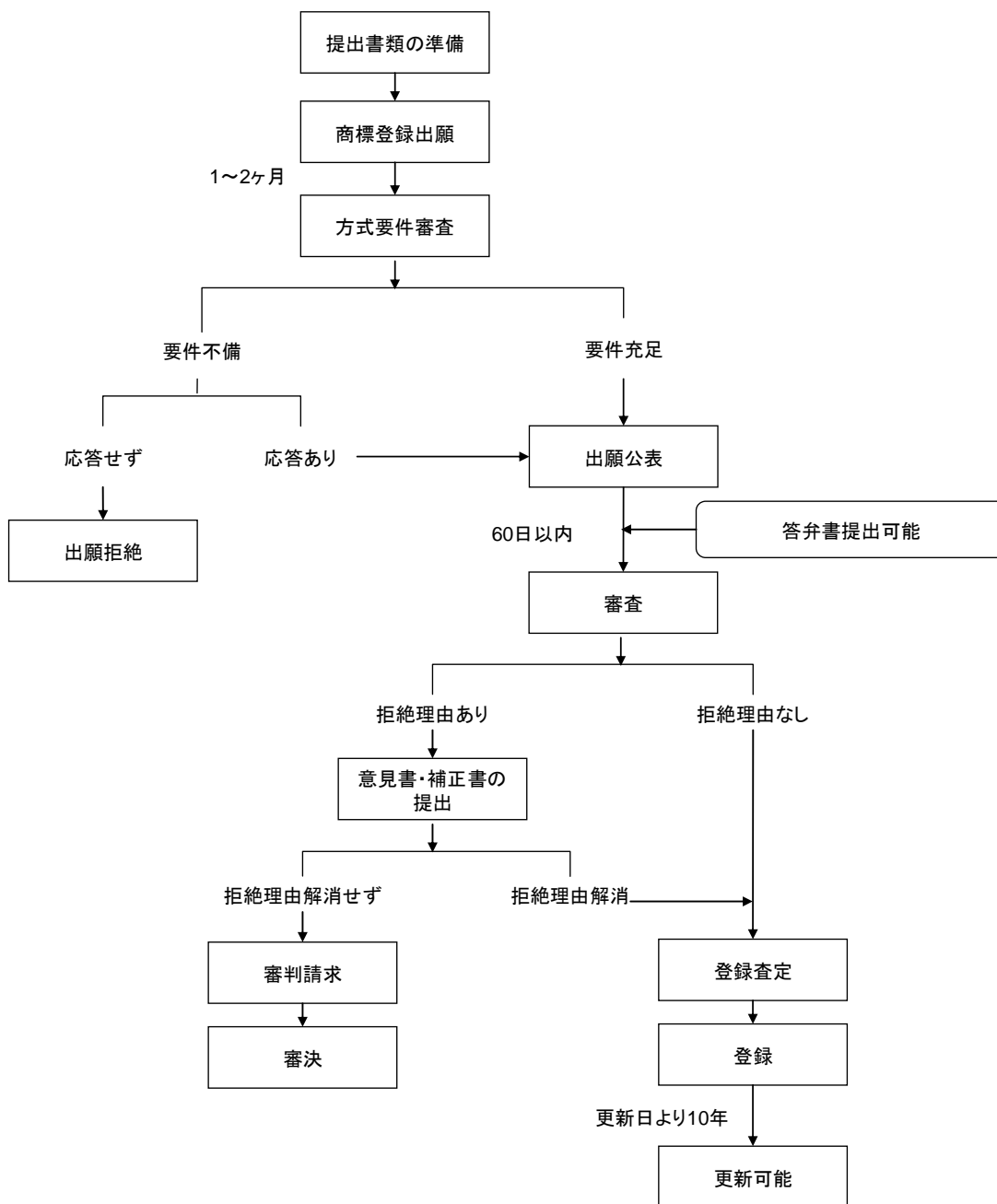
なお、会社の商号については細かい規定が存在するため、ブラジルの会社法に詳しい弁護士事務所に相談して対策を採る必要がある。

図表 10-3 商標権の保護対象・存続期間等

保護対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的に認識でき、法令に基づいて禁止されていない識別用のサインとして定義され、他の同一の、あるいは、類似した様々な原産地の特定な商品やサービスを認識、あるいは区別するために使われるもの
発生要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 識別性 それ自体を特徴づけるか、既に存在する他の商標と区別する役目を有する ② 新規性 商標が同一の製品や類似品を区別するために使われていない ③ 真実性 区別を示す製品、サービスの原産地や品質について正しく表示している ④ 合法性 道徳や習慣、公共秩序や法律に反しない
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録日から数えて10年間（同期間、継続して更新ができる）有効である
侵害の回復他	<p>産業財産法及び商標規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 異議申立て ② 特許失効請求 ③ 無効行政訴訟 ④ 限定された方向での上訴 ⑤ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> ・ INPI は罰金や他の行政的制裁を適用することはできない ・ INPI が採ることができる措置は、商標登録出願の保管処分決定あるいは、以前付与された商標登録の無効あるいは失効の宣言の発令、登録抹消のみである

(出所：JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より(株)日本総合研究所作成)

図表 10-4 商標権の登録に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

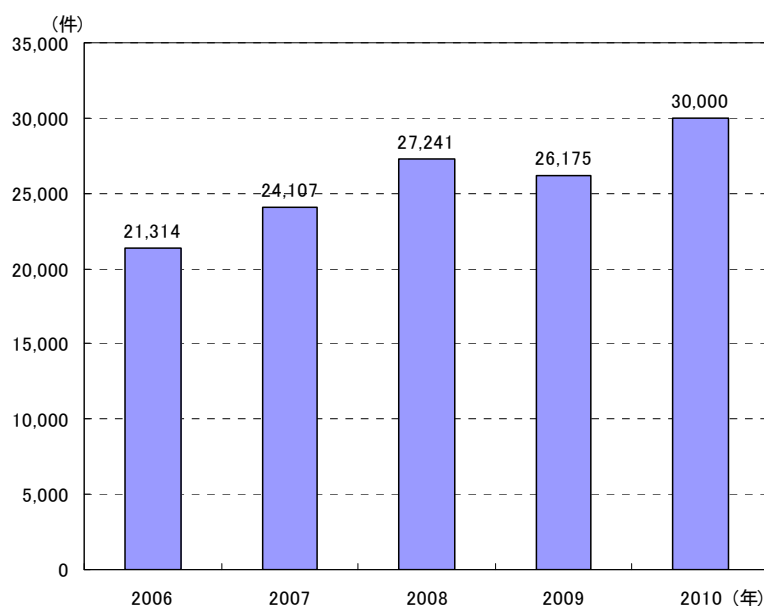
I-5. 知的財産権の概要と認定手続き：特許

INPI は 2007 年に開催された WIPO 加盟国総会において国際調査機関・国際予備審査機関として承認され、2009 年より業務を開始した。

ブラジルにおいては、中国で問題視されているような輸出取引の相手方企業が取引を通じて入手した情報に基づき自ら権利出願を行うといった問題はみられない。一方で、ブラジルにおいては労働力の流動性があり、ヘッドハンティングを含め、自社の従業員が競合企業に再就職するというケースも多く、その際に従業員から相手企業に情報が流出するというリスクがある。そのため、技術情報を含む自社の機密情報の取り扱いには十分注意が必要となる。

ブラジルでは、特許出願をしても審査が遅いといわれている。ブラジル政府も問題を認識し、スタッフの増員や、特許申請の IT 管理、特許認可過程の見直しなどをして、特許申請機関短縮のために力を注いでいる。結果として、特許申請から認可までの平均期間は、2009 年は約 9 年であったが、2010 年は約 8 年に短縮しており、2014 年には、申請から認可までの平均期間が 4 年以内となることを目指している。2006 年から 2010 年の INPI に対する特許申請の申請件数および INPI による特許権認定件数の推移は以下の通りである。

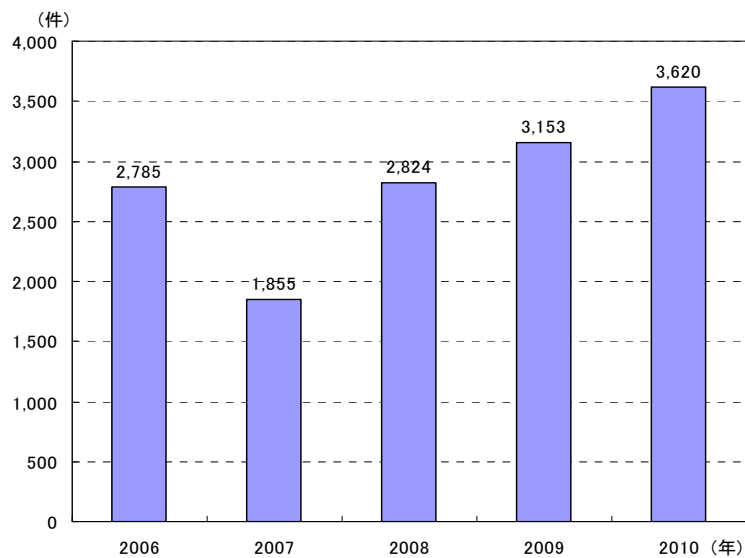
図表 10-5 INPI に対する特許権認定申請件数（2006～2010 年推移）



(出所：INPI)

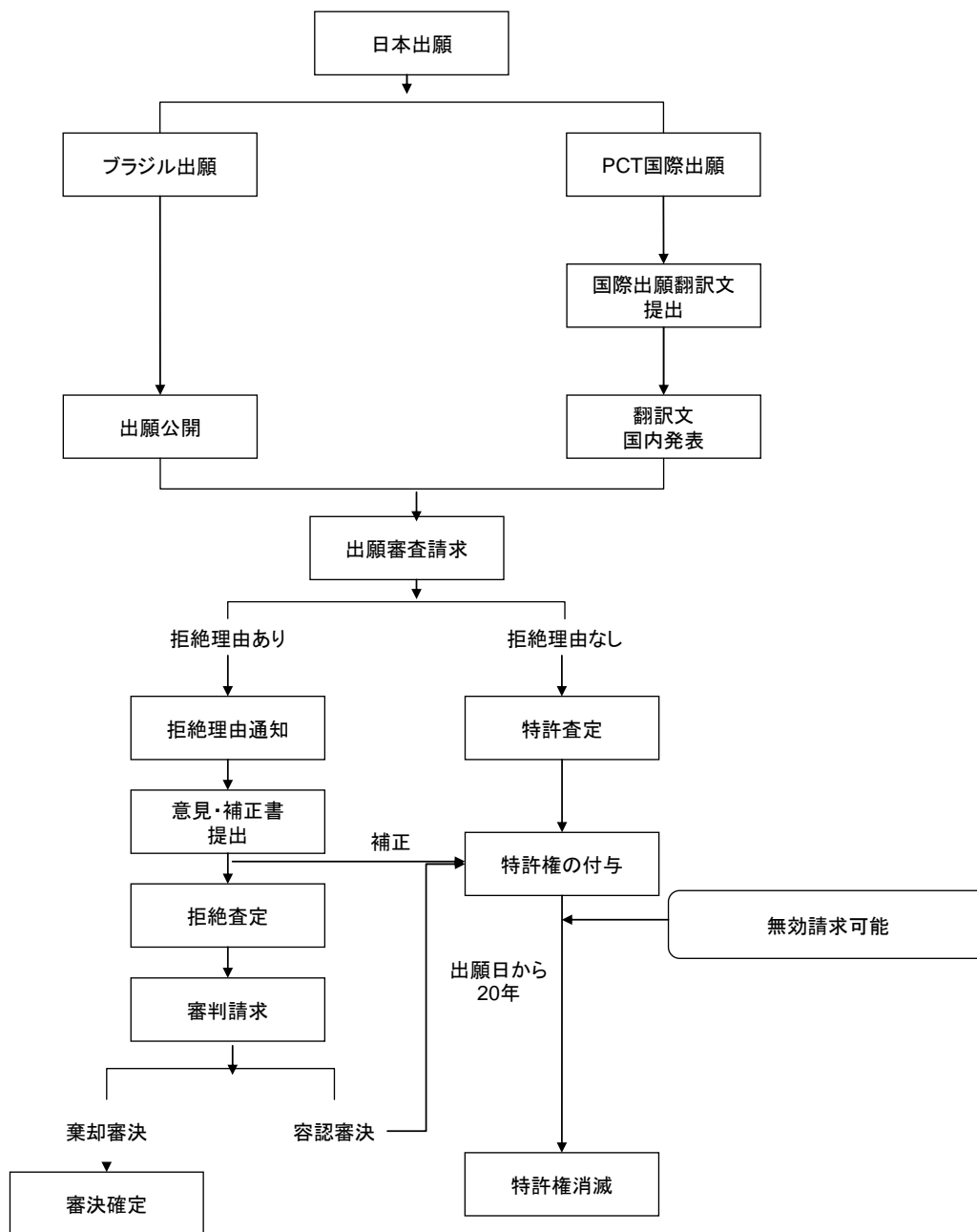
* 2010 年は推計値

図表 10-6 INPI による特許権認定件数 (2006~2010 年推移)



(出所 : INPI)

図表 10-7 特許権の登録等に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

図表 10-8 特許権の概要

保護対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明は、ある特定の技術分野領域での特定の技術問題についての解決策を示し、人間の創造力の行使から生じたオリジナルの創造、工業的に生産できるものである。
発生要件	<p>ある発明の特許を得るために必要な条件は、新規性、発明活動と発明行為、工業への適用可能性である。</p> <p>① 新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術リストに含まれていないことが必要である <p>② 発明活動と発明行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者にとって、発明が技術リストの中の明白な方法からは生じていないことが必要である ・ 実用新案には、技術者にとって、実用新案が技術リストの一般的方法、あるいは通俗的方法から生じていないことが確認される発明行為であることが必要である <p>③ 工業への適用可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いかなるタイプの工業でも使われることができること、生産されることができ ・ 工業への適用可能性は、工業だけに適用できるだけでなく、農業工業や採取工業、全ての加工産品と生産産品にも使うことができ、より広い受入れ範囲に広げられなければならない ・ 芸術分野は別にして、技術性、実際性、実用性のあらゆる物理活動が含まれる ・ 2001年2月14日付法律第10,196号は、LPIの第229条を改正し、国家衛生監視局(ANVISA)の予備許可である薬品と薬品加工の特許付与に対して、他の必要条件を付け加えている。
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明の特許は、INPIへの特許出願の申請日から数えて20年間有効である。
侵害の回復他	<p>産業財産法及び特許規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <p>① 技術的援助の提示</p> <p>② 無効の行政訴訟</p> <p>③ 強制実施権</p> <p>④ 失効</p> <p>⑤ 限定された方向での上訴</p> <p>⑥ 行政罰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ INPIは、罰金や他の行政処分を適用することはできない

	<ul style="list-style-type: none"> INPI が採ることができる措置は、特許申請の保管処分の決定、特許の失効や無効の宣告である
--	---

図表 10-9 実用新案権

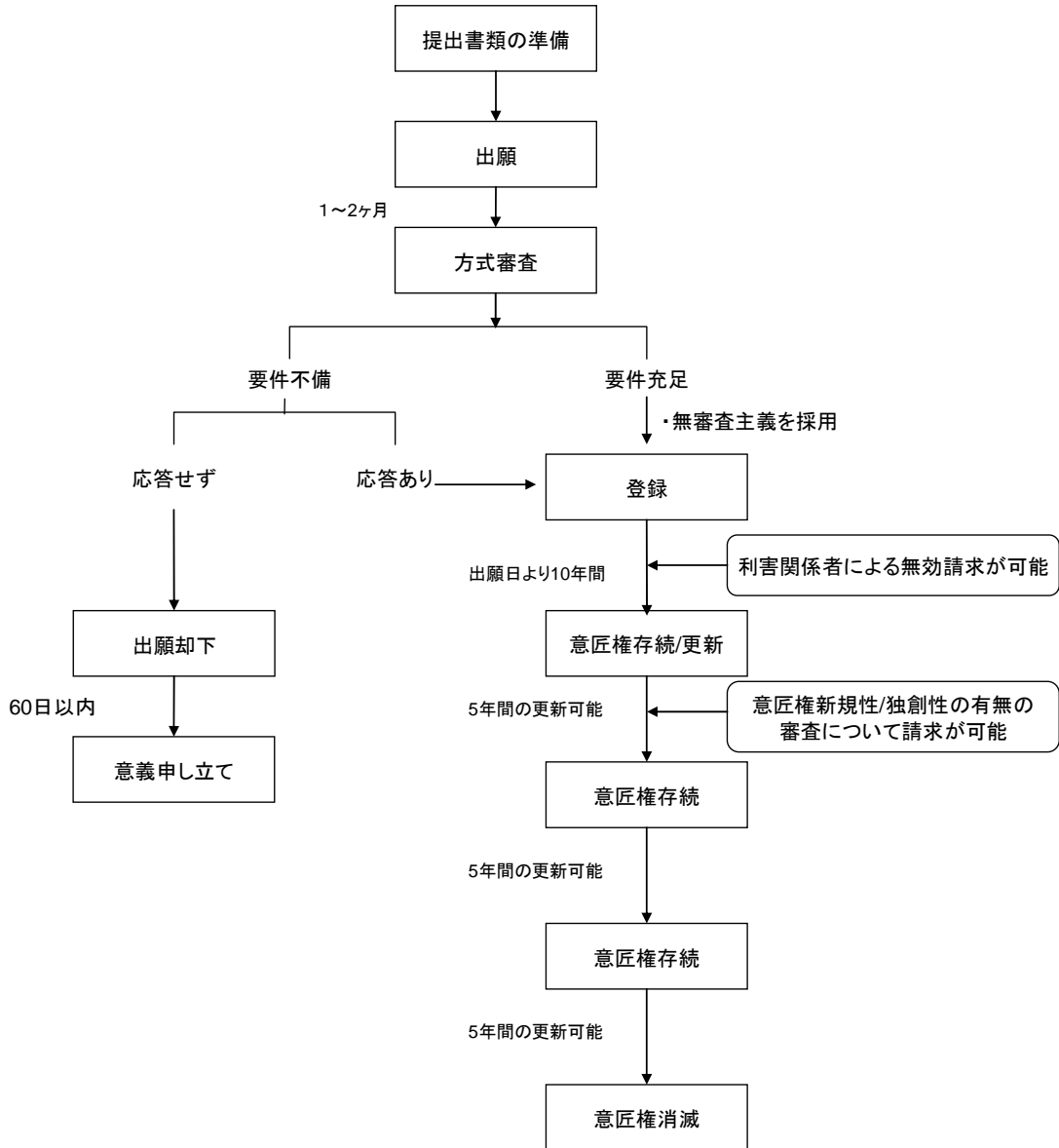
保護対象	<ul style="list-style-type: none"> 実用新案は、その使用や製造の機能改善という結果を生じさせる実用的な利用として知られた製品に導入される新しい形、あるいは状態に相当する形の創造であるが、有益であるという目的を持つ。
発生要件	<p>実用新案の特許に関しては、LPI は、モノあるいはその一部が実用的な使用法を持たなければならない、工業への適用可能性があり、新しい形か状態を示し、その利用あるいはその製造において機能的向上という結果が生じる発明活動を含まなければならないと定めている。</p>
存続期間	<ul style="list-style-type: none"> 実用新案の特許は、INPI への特許出願の申請日から数えて 15 年間有効である。この保護期間は更新されることができない
侵害の回復他	<p>産業財産法及び特許規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技術的援助の提示 ② 無効の行政訴訟 ③ 強制実施権 ④ 失効 ⑤ 限定された方向での上訴 ⑥ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> INPI は、罰金や他の行政処分を適用することはできない INPI が採ることができる措置は、特許申請の保管処分の決定、特許の失効や無効の宣告である

(出所：JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より日本総合研究所作成)

I-6. 意匠権

ブラジル他中南米諸国では、アジア圏で製造されたとみられる日本製品の模倣品が流通し始めており、意匠権の対策が今後は重要となる。

図表 10-10 意匠権出願等に関するフロー図



(出所: JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月、特許庁「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド ブラジル」2008年をもとに(株)日本総合研究所作成)

図表 10-11 意匠権

保護対象	<p>意匠は、工業生産の型として使われることができると共に、外形に新しいビジュアルとオリジナルの成果をもたらす、あるモノの装飾的造形あるいはある製品に適用されることができるラインとカラーの装飾的なセットである。</p>
発生要件	<p>意匠の保護は、実用性については考慮されず、製品に与えられた形のみに限られており、その形は必ず、技術的機能から切り離されていなければならない。たとえば、保護が与える意匠の製品はその目的を満たすために必要な形を構成してはならない。法的な独自の定義によると、視覚的な成果に関する目新しさに対して意匠の保護のための必要条件は、外形の新規性と工業への適用性である。</p> <p>① 新規性 法律がブラジル、あるいは海外での登録出願の申請日以前に、一般の人々に使用や他の目的のためアクセスできるようになっていた全てのものから構成されると定義する技術リストに含まれない新しいものと考えられている。ニュース性の検定のため、ブラジルで申請され、まだ発表されていない特許出願や意匠登録の完全な内容は、申請日から、あるいは、要請された優先の日から技術リストに入ったと考えられる。</p> <p>② 独自性 以前からあったものと比べて、異なったビジュアル形状という結果が生じたとき、オリジナルであると考えられる。このオリジナル・ビジュアルは、既に知られている要素の組み合わせから生じる。</p> <p>③ 工業への適用性 意匠の正規の定義から生じるように、意匠は工業生産の型として機能するものでなければならない。しかし、まとめて再生産できない、または一連の生産のための型として機能しない手作業で制作された対象物については、保護は排除される。</p>
存続期間	<p>申請日から数えて 10 年間有効である 連続して 3 周期（各 5 年）更新できる</p>
侵害の回復他	<p>産業財産法及び意匠規則による保護のほか、不正競争防止法による保護を受ける</p> <p>【行政的救済】 一般に、意匠の申請に関しては、登録訴訟の間、第三者による介入は不可能であるが、意匠の委託や登録の権利者の権利、さらに、正当な利害関係者の権利を守るために以下のような行政上訴が適用される。</p> <p>① 本案審査の請願</p>

	② 無効行政訴訟 ③ 限定された方向での上訴 ④ 行政罰 <ul style="list-style-type: none"> ・ INPI は罰金や他の行政的制裁を適用することはできない ・ INPI が採ることができる措置は、意匠の登録申請や無効申告の保管処分のみである
--	---

(出所：JETRO「特許庁委託事業模倣対策マニュアルブラジル編」2002年3月より(株)日本総合研究所作成)

II. 技術移転契約

ブラジル企業への技術移転契約の締結に際してはブラジル独特の法律が存在する。そのため、当初より技術移転契約に詳しいブラジルの弁護士と相談するとよい。

技術移転契約は INPI への登録が必要となり、この登録が第三者対抗要件となる。INPI 登録の後、ブラジル中央銀行への登録を行うことにより始めてロイヤリティなどの技術移転料の支払いが可能となる。なお、契約の期間は原則として5年以内であり、INPI が認めた場合には期間の延長が可能となる。

登録にかかる手続きにおいて、特に以下の点については注意が必要である。

図表 10-12 技術移転契約の概要

契約の内容	以下の項目を含む場合、登録が拒否される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標使用の強制 ・ 生産量の制限 ・ 輸出を含む販売の制限 ・ 日本からの材料購入の義務付け
特許の有無の確認	移転すべき技術に特許権や商標権がある場合、法律上の権利に違いが生ずる。そのため、契約書には INPI に登録されている特許権や商標権の番号を記載する。
技術移転料	技術移転料には上限が決められており、上限は製品により異なる。

(出所：JETRO HP をもとに(株)日本総合研究所作成)

III. フランチャイズ

ブラジルにおけるフランチャイズ・ビジネスは 2000 年以降成長速度を速めてきており、店舗・拠点数は 2001 年の 600 から 2008 年には約 2.3 倍に拡大した。

ブラジルにおける営業活動の倫理面を監視するのは、ブラジル・フランチャイジング協会であり、同協会の作成するフランチャイジング自主規制規約がフランチャイジング導入

に対する基礎と規範になっている。

フランチャイズに有効性を持たせ、かつそれを実施する為には政府機関にて登録する義務はない、第三者に対して有効性を持たせるには、商標に対し、国家工業所有権院（INPI）で登録することが必要である。フランチャイズを与える側が外国人である場合、契約の規定に基づいて支払われたものを外国に送金できるようにするため、技術移転契約と動揺、ブラジル中央銀行に登録しなければならない。